

「はじめての秋田暮らし応援事業」助成対象者について

本補助金の対象になる方と対象にならない方の要件例です。助成対象者に該当しているかご確認ください。

	区分	要件例
助成対象者	U・Iターン者共通	<u>秋田県で実施している移住定住登録を、転入前に行っていること。(必須)</u>
	Uターン者 (県内市町村に住民登録されていたことがある者)	○ 県外に住所を変更し、在学期間を除き継続して <u>3年以上</u> 居住した後、県内市町村に住民登録をした方。
	Iターン者 (県内市町村に住所を定めたことがない者)	○ 新たに県内市町村に住民登録された方。(新規卒業者を含む)
	U・Iターン者で、 外国人の方の場合	○ 日本国籍を有する方。 ○ <u>永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有する方。</u> ※ 在留資格の有無は、申請時の住民票等の提出により確認します。
	U・Iターン者で、 地域おこし協力隊の場合	○ 地域おこし協力隊を <u>退任後</u> も、県内市町村に住民登録されている方で、地域おこし協力隊への着任時に、Uターン者又はIターン者に該当する方。 ※ 任期を満了せずに、退任となった方も県内市町村に定住されるのであれば対象
助成対象にならない者 (いずれかに該当される方は対象外です)	Uターン者	○ 県外に住所を定めた期間が <u>在学期間を除き3年未満</u> の方。 ○ 県外に住所を定めた期間が <u>継続して3年未満</u> の方。
	Iターン者	○ 本県への転入理由が、県内の高等学校、大学等への就学若しくは受講である方。
	U・Iターン者共通	○ <u>秋田県で実施している移住定住登録を、転入前に行っていない方。</u> ○ 本県への転入理由が、所属企業等の業務命令に基づく <u>転勤</u> や所属企業と関連のある企業等への <u>赴任等</u> にあたる方。 ○ 世帯の構成員に <u>移住支援金</u> を受給した者がいる方。 ○ 世帯の構成員に「はじめての秋田暮らし応援事業費補助金」を受給した者がいる方。
	外国人の方	○ 永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者 <u>以外</u> の在留資格を有する方。(在留期間がある方)
	地域おこし協力隊	○ 地域おこし協力隊に着任するため、県内市町村に住民登録をした方。 ※ <u>着任時ではなく退任後</u> に本制度の対象者となるか判断となります。